

沿岸広域振興局長告示第37号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年8月20日

沿岸広域振興局長 森 達也

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352900039	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 笑顔	上閉伊郡大槌町桜木町3番15号	一般社団法人えがお	令和3年8月6日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352900039	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 笑顔	上閉伊郡大槌町桜木町3番15号	一般社団法人えがお	令和3年8月6日